



## ロンドン証券取引所

- 2017年2月、任意のESG開示ガイドラインとして”Your guide to ESG reporting”を公表
- ガイドラインは、詳細にはふれず、8つの優先事項の概要のみを解説している。

1. 戦略的関連性
2. 投資家にとっての重要性
3. 投資に役立つグレードのデータ
4. グローバル・フレームワーク
5. 報告フォーマット
6. 規制と投資家コミュニケーション
7. グリーン事業からの収入の報告
8. 負債での調達

当ガイドラインのAppendixでは、FTSE Russel作成のセクターごとの重要な指標を紹介している（資料5 p.14参照）



## ドイツ証券所グループ

- 2013年、任意のESG開示ガイドラインとして”Communicating sustainability: Seven recommendations for issuers”を公表
- ガイドラインでは、市場での効果的な対話を可能にするための7つの提言が示されている。

### 開示内容

1. サステナビリティに関する経営陣主導の取り組み
2. ステークホルダーの興味/関心の理解
3. マテリアルな情報の提供
4. 「リスクとリターン」の重視

### 開示方法

5. 定量的な指標の最大限活用
6. 国内外の基準の参照
7. 開示の体裁への配慮